

広島県告示第六百七十七号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。
 なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上		欄		下	
発起人の住所及び氏名 廿日市市宮島町一〇〇四―三 竹内 賢一 廿日市市宮島町一〇二八―三 丸本 弘志 廿日市市宮島町一〇二五 丸本 孝雄 廿日市市宮島町一〇〇〇―二 沖野 忠浩 呉市豊浜町豊島二七二六―三 北田 國一 呉市豊浜町豊島四〇二五 北田 恵 呉市豊浜町豊島三五四三―二 北山 文雄 呉市豊浜町豊島二六三四―五 北倉 栄喜 尾道市山波町六 神垣 松雄 尾道市山波町六七八―三五 高垣 利夫 尾道市山波町一〇八七 中浜 剛造 尾道市山波町七〇八 三浦 貞夫	加入区 宮島町 豊浜町 山波	法第百十三条 第一項の申出 をする漁業協 同組合の名称 宮島漁業協同組 合 呉豊島漁業協 同組合 尾道東部漁業協 同組合	縦覧期間 平成二十三年七 月一四日～平 成二十三年七月 二八日 平成二十三年七 月一四日～平 成二十三年七月 二八日	縦覧場所 宮島漁業協同 組合 呉豊島漁業協 同組合 尾道東部漁業 協同組合	欄 欄